○静岡市建築基準法施行細則

平成15年4月1日
規則第229号

(趣旨)

第1条　この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書等に添える図書)

第2条　法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この条、第8条及び第9条において同じ。)の規定による確認の申請書又は法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この条、第8条及び第9条において同じ。)の規定により計画を通知する場合の書面(以下「確認申請書等」という。)には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、建築主事が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)　敷地の位置を示す公図写し又はこれに代わるもの

(2)　がけの高さ(がけの下端を通る30度の勾配の斜線を超える部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。)が2メートルを超えるがけに接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書

(3)　県条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書

2　用途地域内において建築し、若しくはその用途を変更しようとする建築物(用途を変更する場合にあっては、法第87条第1項において準用する法第6条第1項又は法第18条第2項の規定により確認を受けようとするものに限る。)又は築造しようとする工作物に係る省令第1条の3第1項(省令第8条の2第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表1の(い)項又は第3条第1項(省令第8条の2第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表1若しくは第2項(省令第8条の2第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表に掲げる付近見取図は、縮尺を2,500分の1又は3,000分の1とし、省令第1条の3第1項又は第3条第1項若しくは第2項に規定する事項のほか、地域地区及び都市計画施設を明示したものでなければならない。ただし、省令第3条第1項の規定による付近見取図には、地域地区及び都市計画施設の明示を省略することができる。

3　法第6条第1項後段に規定する計画の変更に係る確認申請書等には、必要に応じ、当該変更に係る直前の確認済証、確認申請書等の副本及びその添付図書を添えなければならない。

(平16規則29・平20規則91・平27規則81・平29規則58・一部改正)

(建築物の建築に関する確認の特例)

第3条　政令第10条第3号ハ及び第4号ハに規定する規則で定める規定は、県条例第10条の2第1項(静岡県建築基準条例第10条の2第1項の規定に基づき、建築物の各部分の耐力、変形限度等に関する基準(平成29年静岡県告示第219号)1(1)(法第20条第1項第4号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に係る部分に限る。)とする。

(平29規則58・全改)

(完了検査申請書等に添える書類)

第4条　省令第4条第1項第6号(省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書(省令第8条の2第13項において準用する場合にあっては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)とする。

(平16規則29・平19規則59・平20規則91・平27規則81・平29規則58・一部改正)

(中間検査申請書等に添える書類)

第5条　省令第4条の8第1項第4号(省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)　法第6条の4第1項第3号に規定する建築物であって、政令第46条第4項に規定するもの　次に掲げる書類

ア　省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書(省令第8条の2第17項において準用する場合にあっては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事

監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)

イ　筋かいの位置及び種類を明示した図書(当該建築物に係る省令第1条の3第1項(省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。ウにおいて同じ。)の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。)

ウ　構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類(当該建築物に係る省令第1条の3第1項の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。)

エ　アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2)　前号に規定する建築物以外の建築物　前号アに掲げる書類その他市長が必要があると認める書類

(平27規則81・全改)

(工事監理者又は工事施工者の決定の届出)

第6条　工事監理者又は工事施工者(以下「監理者等」という。)が未定のまま確認申請書等を提出した建築主又は築造主(以下「建築主等」という。)は、当該申請に係る建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事着手前に監理者等を定め、工事監理者・工事施工者決定届出書(様式第1号)を建築主事に提出しなければならない。

(平20規則91・平27規則81・一部改正)

(工事監理計画の届出)

第7条　次に掲げる申請、通知又は届出をしようとする建築主は、当該申請、通知又は届出を行う際、建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の7第1項第2号に規定する工事と設計図書との照合の方法並びに建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の38第8号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、工事監理計画届出書(様式第2号)を建築主事に提出しなければならない。

(1)　法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(工事監理者が未定のまま確認の申請又は計画の通知をする場合を除く。)

(2)　前条の規定による届出(工事監理者に係るものに限る。)

(平15規則283・平19規則59・平20規則91・平23規則57・平27規則81・一部改正)

(申請書記載事項の変更等の届出)

第8条　法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、許可・認定・確認申請書等記載事項変更届出書(様式第3号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2　法による許可若しくは認定又は法第6条第1項若しくは法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る工事の計画の全部又は一部を廃止した場合(法第6条第1項若しくは法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、工事の計画の一部を廃止した場合を除く。)は、計画全部・一部廃止届出書(様式第4号)に当該許可通知書、認定通知書又は確認済証及び廃止する部分を示す図書を添えて、市長又は建築主事に提出しなければならない。ただし、市長又は建築主事が特に必要がないと認めるときは、当該許可通知書、認定通知書又は確認済証及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

(平20規則91・平27規則81・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第9条　法第6条第1項又は法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更(省令第3条の2に規定する軽微な変更に限る。)をして法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事をしようとする場合は、軽微な変更届出書(様式第5号)を建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項後段に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。

(平20規則91・一部改正)

(定期報告を要する特定建築物の指定)

第10条　法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次に掲げるもの(政令第16条第1項各号に掲げる建築物を除く。)とする。

(1)　学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。以下同じ。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(2)　病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(3)　公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
(4)　百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
(5)　キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店又は料理店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
(6)　劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
(7)　観覧場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
(8)　ホテル又は旅館(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第4項の簡易宿所営業に供する建築物を含む。)の用途に供する建築物で、3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、階数が2以上のもの
(9)　政令第19条第1項の児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
(10)　ボーリング場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの

(平28規則79・一部改正)

(特定建築物の定期報告)

第11条　法第12条第1項の規定により報告する場合は、省令第5条第3項の報告書(同項の規定により添える調査結果表を含む。以下同じ。)にあっては正本及び副本を、同項の定期調査報告概要書にあっては正本を提出するものとする。

2　省令第5条第1項の規定により市長が定める時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築物の用途等の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

特定建築物の用途等の区分	時期
学校の用途に供する建築物	平成28年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30日まで
病院又は診療所の用途に供する建築物	
公会堂又は集会場の用途に供する建築物	
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店又は料理店の用途に供する建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	
劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	平成29年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30日まで
観覧場の用途に供する建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	
児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途の建築物を含む。)の用途に供する建築物	
ボーリング場の用途に供する建築物	
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	
体育館、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	
展示場又は待合の用途に供する建築物	

3　省令第5条第3項の報告書及び定期調査報告概要書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

4　省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第7号の書類を保存する期間は、3年とする。

(平16規則29・平20規則91・平28規則79・一部改正)

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第12条　法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1)　小荷物専用昇降機(昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る。)

(2)　第10条各号及び政令第16条第1項各号に掲げる特定建築物(以下これらを「報告対象建築物」という。)に設ける換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた換気設備並びに法第35条の規定により設けた排煙機を使用する排煙設備及び非常用の照明装置に限る。以下同じ。)

(3)　第10条各号に掲げる特定建築物に設ける政令第16条第3項第2号の防火設備

(平17規則99・平28規則79・一部改正)

(特定建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第13条　法第12条第3項の規定により報告する場合は、省令第6条第3項の報告書(同項の規定により添える検査結果表を含む。以下同じ。)にあっては正本及び副本を、同項の定期検査報告概要書にあっては正本を提出するものとする。

2　省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築設備等及び昇降機等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる時期とする。

特定建築設備等及び昇降機等の区分	時期
エレベーター	毎年法第7条第5項又は第7条の2第5項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日(工事の着手が昭和35年4月1日前の特定建築設備等及び昇降機等にあっては、同年5月1日)に応当する日の30日前の日から同日の30日後の日まで
エスカレーター	
小荷物専用昇降機	
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置	毎年8月1日から11月30日まで。ただし、省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目(以下この項において「検査項目」という。)にあっては、法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して3年(1月1日から7月31日までの間に検査済証の交付を受けた場合あっては、2年)を経過する日の属する年までのいずれかの年の8月1日から11月30日までとし、その後は前回の当該検査項目に係る報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年の8月1日から11月30日までとする。
防火設備	

3　省令第6条第3項の報告書及び定期検査報告概要書は、報告の日前1月以内に検査し、作成したものでなければならない。

4　省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第8号の書類を保存する期間は、1年とする。

(平16規則29・平17規則99・平20規則91・平23規則57・平28規則79・一部改正)

(垂直積雪量)

第14条　政令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)第2に掲げる式又は同告示第2ただし書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第2本文に規定する市町村の区域又は同告示第2ただし書に規定する当該区域とみなして計算できる場合にあっては、当該式又は手法により計算した数値とすることができる。

区域	数値
(1)　都市計画区域	0.30メートル以上

(2)　都市計画区域以外の区域(ただし、(3)の区域を除く。)	0.40メートル以上
(3)　口坂本　井川　岩崎　上坂本　田代　小河内　入島　梅ケ島	0.55メートル以上

(建築物の認定の申請)

第15条　次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書(政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに県条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあっては、様式第9号による認定申請書)の正本及び副本に、それぞれ当該各号の表に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　法第43条第2項第1号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上

(2)　法第44条第1項第3号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	200分の1以上

(3)　法第55条第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況	500分の1以上

各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上

(4)　法第57条第1項又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路(政令第131条の2第2項の規定による認定にあっては、計画道路及び予定道路を含む。)の位置及び幅員、隣接建築物の用途及び配置の状況並びに法第57条第1項の規定による認定にあっては、高架工作物の柱又は壁の位置、政令第131条の2第3項の規定による認定にあっては、壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線	200分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上

(5)　法第68条第5項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置	500分の1以上

(6)　法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物	500分の1以上

	との別、敷地の接する道路の位置及び幅員隣棟間隔、戸数並びに敷地内の通路	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画、沿道地区計画、再開発等促進区、沿道再開発等促進区、地区整備計画、沿道地区整備計画、開発整備促進区、防災街区整備地区計画、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の境界線及び敷地の位置	500分の1以上

(7)　法第86条の6第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途、規模、高さ及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣棟間隔、戸数並びに敷地内の通路	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上

(8)　政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造図	縮尺並びに材料の種別及び寸法	50分の1以上
土地利用現況図	方位並びに付近の建築物の用途及び配置の状況	

(9)　政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図		500分の1以上

	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

(10)　県条例第5条第2項、第12条第3項又は第13条ただし書の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	200分の1以上

(平15規則283・平16規則29・平20規則91・平27規則81・平30規則93・一部改正)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定及びその取消し)

第16条　法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の16第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　公図写し

(2)　同意書(様式第10号)及び同意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)

(3)　当該申請に係る土地の登記事項証明書

2　法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の16第2項に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　公図写し

(2)　当該申請に係る省令別記第64号様式による計画書

3　法第86条の5第1項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する認定取消申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　公図写し

(2)　合意書(様式第11号)及び合意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)

(3)　当該申請に係る土地の登記事項証明書

(平17規則8・平17規則99・一部改正)

(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の特例に係る認定)

第16条の2　法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ公図写しを添えて市長に提出しなければならない。

(平20規則91・追加)

(し尿浄化槽を設ける区域)

第17条　政令第32条第1項第1号の表の規定による市長が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、静岡市全域とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の公共下水道の事業計画のある区域で、特に市長が認めた区域は、この限りでない。

（平20規則91・一部改正）

（道路の位置の指定の申請）

第18条　法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定・変更・廃止申請書（様式第12号）の正本及び副本に、それぞれ道路の位置の指定・変更・廃止申請書添付図書（様式第13号）を添えたもの並びに次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

(1)　当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書（法人にあっては、これに類する印鑑証明書）

(2)　当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

（平17規則8・平24規則58・一部改正）

（指定を受けた道路の位置の変更又は廃止の申請）

第19条　前条の規定は、法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

2　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内の当該開発行為又は事業の工事が着手された部分に存する法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置の変更又は廃止については、法第43条第1項の規定又は県条例第5条、第12条若しくは第13条の規定に抵触する敷地が生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって、前項において準用する前条の規定による申請の手続がされたものとみなす。

3　市長は、法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路が、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市道の認定を受けたときは、当該道路の位置の指定を職権により廃止することができる。

4　市長は、前3項の規定に基づいて、道路の位置の指定を変更し、又は廃止した場合においては、その旨を公告するものとする。

（指定を受けた道路の位置の表示）

第20条　法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠その他の永久構造の表示物により道路の位置を明確にしなければならない。

（道の指定の申請）

第21条　法第42条第2項に規定する道の指定を受けようとする者は、道の指定・変更・廃止申請書（様式第14号）の正本及び副本に、それぞれ道の指定・変更・廃止申請書添付図書（様式第15号）を添えたもの並びに法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる道があったことを証する図書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請に基づいて道の指定をした場合においては、その旨を公告するものとする。

（道の指定の変更又は廃止の申請）

第22条　前条第1項の規定は、法第42条第2項に規定する指定を受けた道を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

2　前条第2項の規定は、道の指定を変更し、又は廃止した場合について準用する。

（道の指定）

第23条　法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道のうち、地方公共団体が管理する幅員1.8メートル以上の道は、法第42条第2項の規定により、市長が指定した道とみなす。

（道の指定を受けた道路の表示）

第24条　法第42条第2項の規定により道路とみなされた道に接している敷地に建築物を建築しようとする者は、4.5センチメートル角以上で長さ45センチメートル以上のプラスチック又はこれに類するもので造った杭で、当該道路の境界線とみなす線を表示するよう努めなければならない。

（建築等の許可の申請）

第25条　次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書の正本2通及び副本1通に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　法第43条第2項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号

付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	

(2)　法第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書又は第85条第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	様式第16号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	

(3)　法第48条第1項から第14項までの規定のただし書(法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する法第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
付近住民調書(法第48条第15項ただし書の規定による許可を受けようとする場合を除く。)		様式第17号
建築物等の概要調書		様式第18号
事業内容説明書		様式第19号

(4)　法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する法第87条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式

公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
処理施設位置図		
駐車計画図		
風向図		
設置計画書		
廃棄物及び汚水処理経路図		

(5)　法第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項第1号若しくは第2号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路(法第68条の7第5項の規定による許可にあっては、予定道路を含む。)の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
駐車計画図		
防災避難計画書		

(6)　法第53条第4項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	

2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
構造図	縮尺並びに構造耐久力上主要な部分の材料の種別及び寸法	
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
防災避難計画書		

(7)　法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地又はこれに連接する土地で日影時間が2時間以上の範囲にある土地の区画の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	

(8)　法第57条の4第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
区域図	縮尺、方位、特例容積率適用地区の区域の境界線及び敷地の位置	

(9)　法第67条の3第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
区域図	縮尺、方位、特定防災街区整備地区の区域の境界線並びに防災都市計画施設及び敷地の位置	

(10)　法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		様式第16号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置	

(平15規則283・平16規則29・平17規則99・平20規則91・平30規則46・平30規則93・一部改正)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る許可及びその取消し)

第25条の2　法第86条第3項又は第4項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第1項に規定する許可申請書の正本2通及び副本1通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　公図写し

(2)　同意書(様式第10号)及び同意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)

(3)　当該申請に係る土地の登記事項証明書

2　法第86条の2第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第3項に規定する許可申請書の正本2通及び副本1通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　公図写し

(2)　同意書(様式第10号)及び同意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)

(3)　当該申請に係る土地の登記事項証明書

(4)　当該申請に係る省令別記第64号の2様式による計画書

3　法第86条の2第3項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第2項に規定する許可申請書の正本2通及び副本1通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　公図写し
(2)　当該申請に係る省令別記第64号の2様式による計画書
4　法第86条の5第3項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する許可取消申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　公図写し
(2)　合意書(様式第11号)及び合意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)
(3)　当該申請に係る土地の登記事項証明書
(平15規則283・追加、平17規則8・平17規則99・平20規則91・一部改正)
(特例容積率適用区域内における建築物の容積率の特例に係る指定及びその取消し)
第26条　法第57条の2第1項に規定する指定を受けようとする者は、省令第10条の4の4第1項に規定する指定申請書の正本及び副本に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	200分の1以上
同意書(様式第20号)		
同意者の印鑑登録証明書(法人にあってはこれに類する印鑑証明書)		
当該申請に係る土地の登記事項証明書		

2　法第57条の3第2項に規定する指定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の4の7第1項に規定する指定取消申請書の正本及び副本に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
配置図	敷地内における現況の建築物の位置、用途及び規模	500分の1以上
各階平面図	縮尺及び方位並びに現況の間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺並びに現況の開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
合意書(様式第21号)		
同意書(様式第22号)		
合意者及び同意者の印鑑登録証明書(法人にあっては、これに類する印鑑証明書)		
当該申請に係る土地の登記事項証明書		

(平17規則8・平17規則99・平20規則91・一部改正)

（街区の角にある敷地等の指定）
第27条　法第53条第3項第2号の規定による市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)　2の道路に接し、その内角が120度以内である角の敷地
(2)　2の道路に挟まれた敷地
(3)　公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前2号の敷地に準ずるもの
（建築物の後退距離の算定の特例に係る建築物の部分の指定）
第28条　政令第130条の12第5号の規則で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。
(1)　法第44条第1項第4号の許可を受けた公共用歩廊に接続する歩廊
(2)　法第44条第1項第4号の許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下に接続する渡り廊下
（前面道路の高さの特例）
第29条　建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合は、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該敷地の地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。
（敷地面積の規模の緩和）
第30条　政令第136条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める敷地面積の規模は、商業地域にあっては、500平方メートルとする。
（建築協定の認可等の申請）
第31条　法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（様式第23号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　法第70条第1項に規定する建築協定書
(2)　法第69条の土地の所有者等（法第77条の規定による建築物の借主を含む。以下この条及び次条第2項第2号において「土地の所有者等」という。）全員の住所及び氏名並びに建築協定に関する全員の合意を示す書類
(3)　認可の申請をする者が、建築協定を締結しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
(4)　建築協定区域及び建築協定区域隣接地の区域（建築協定区域隣接地を定める場合に限る。）を表示する図面
(5)　土地の登記事項証明書
(6)　公図写し
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
2　法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書の正本及び副本に、それぞれ前項第1号及び第4号から第7号までに掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
3　法第74条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定により建築協定の変更の認可を受けようとする者は、建築協定変更認可申請書（様式第23号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　建築協定の変更の内容を記載した書類
(2)　土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意を示す書類
(3)　変更の認可の申請をする者が建築協定を変更しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
4　法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書（様式第23号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の廃止に関する過半数の合意を示す書類
(2)　廃止の認可の申請をする者が建築協定を廃止しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書
（平17規則8・一部改正）
（借地権の消滅等の届出）
第32条　法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届出書（様式第24号）に、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　建築協定区域内の土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)で、当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した旨の届出　借地権が消滅したことを証する書類

(2)　建築協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、同法第91条第3項の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかった旨の届出　法第74条の2第2項に規定する場合に該当することを証する書類

2　法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わる意思を表示しようとする者(意思を表示しようとする者が2人以上である場合は、それらの代表者)は、建築協定加入届出書(様式第25号)に、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　法第75条の2第1項の規定による届出　土地の登記事項証明書、公図写しその他市長が必要があると認める図書

(2)　法第75条の2第2項の規定による届出　建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定に加わる旨の全員の合意を示す書類、土地の登記事項証明書、公図写しその他市長が必要があると認める図書

(平17規則8・一部改正)

(報告等)

第33条　法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置する建築主は、し尿浄化槽の概要書(様式第26号)にし尿浄化槽の構造及び仕様を示す図書を添えて、建築主事に提出しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽に関し、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定により届出をすべきときは、この限りでない。

2　前項の場合において、浄化槽工事業者が未定のまましし尿浄化槽の概要書を提出した建築主は、当該工事の着手前に浄化槽工事業者を定め、浄化槽工事業者決定届出書(様式第27号)を建築主事に提出しなければならない。

3　報告対象建築物の建築(用途の変更により報告対象建築物となる場合を含む。)をしようとする者並びに第12条各号及び政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等(以下「報告対象建築設備等」という。)並びに政令第138条の3の昇降機等(以下「報告対象昇降機等」という。)の設置をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる特定建築物、特定建築設備等又は昇降機等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による設置計画書を市長に提出しなければならない。

エレベーター	様式第28号
エスカレーター	様式第29号
小荷物専用昇降機	様式第30号
特定建築物、換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置並びに防火設備	様式第31号
遊戯施設	様式第32号

4　法第3条第2項の規定により法第26条、第27条、第48条第1項から第14項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、第51条、第58条、第61条、第62条第1項、静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例(平成15年静岡市条例第242号)第2条第1項、静岡市蒲原特別工業地区建築条例(平成18年静岡市条例第8号)第2条第1項又は静岡市由比特別工業地区建築条例(平成20年静岡市条例第70号)第2条第1項の規定の適用を受けない建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、不適格建築物等報告書(様式第33号)の正本及び副本に、それぞれ様式第16号による配置図及び平面図を添えて、政令第137条に規定する基準時後、速やかに市長に提出しなければならない。

5　前項の報告書を提出した建築物等の所有者等は、当該報告書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ不適格建築物等変更届出書(様式第34号)の正本及び副本に、それぞれ様式第16号による配置図及び平面図を添えて、市長に提出しなければならない。

6　報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、当該報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等について次の各号のいずれかに該当する場合は、特定建築物・特定建築設備等・昇降機等変更(休止・再使用・除却)届(様式第35号)を市長に提出しなければならない。

(1)　所有者若しくは管理者の氏名若しくは住所又は建築物の名称を変更したとき。
(2)　建築物の用途又は建築設備等の部分の構造を変更しようとするとき。
(3)　使用の休止をしたとき。
(4)　休止後の再使用をしようとするとき。
(5)　除却したとき。

7　前項の届出時期は、第2号及び第4号の場合にあっては当該変更又は使用をしようとする日の20日前までに、その他の場合にあっては当該変更、休止又は除却をした翌日から起算して10日までとする。

（平16規則29・平20規則91・平24規則58・平28規則79・平30規則46・一部改正）

（認定等の通知）

第34条　市長は、次の各号に掲げる申請に基づいて、認定、指定、認可等をしたときは、当該各号に定める認定通知書、指定通知書、認可通知書等に当該申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

(1)　第15条第8号及び第10号の規定による建築物の認定の申請　認定通知書（様式第36号）
(2)　第18条及び第19条第1項の規定による道路の位置の指定、変更又は廃止の申請　道路の位置の指定・指定変更・指定廃止通知書（様式第37号）
(3)　第21条第1項及び第22条第1項の規定による道の指定、変更又は廃止の申請　道の指定・指定変更・指定廃止通知書（様式第38号）
(4)　第31条各項の規定による建築協定の認可、変更認可又は廃止認可の申請　建築協定認可・変更認可・廃止認可通知書（様式第39号）

2　市長は、次の各号に掲げる報告書又は届出書を受理したときは、台帳に登録し、当該各号に定める通知書に当該報告書又は届出書の副本及びその添付図書を添えて、当該報告者又は届出者に通知するものとする。

(1)　前条第4項の規定による報告書　不適格建築物等登録通知書（様式第40号）
(2)　前条第5項の規定による届出書　不適格建築物等変更登録通知書（様式第41号）

（平17規則99・平27規則81・平30規則93・一部改正）

（指定確認検査機関の照会）

第35条　法第77条の32の規定により照会をしようとする指定確認検査機関は、照会書（様式第42号）を市長に提出しなければならない。

（申請又は通知の取下げ）

第36条　法又はこの規則の規定により申請又は通知をした者は、市長が許可し、若しくは認定し、又は建築主事が確認をするまでに当該申請又は通知を取り下げようとする場合は、申請等取下げ届（様式第43号）を市長又は建築主事に提出しなければならない。

（平20規則91・追加）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市建築基準法施行細則（昭和49年静岡市規則第1号）又は清水市建築基準法施行細則（平成6年清水市規則第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

3　蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び施行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平18規則108・追加）

（由比町の編入に伴う経過措置）

4　由比町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、建築基準法施行細則の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び施行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平20規則193・追加）

附　則（平成15年8月8日規則第283号）

(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の際、改正前の静岡市建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市建築基準法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
3　この規則の施行の際、改正前の規則により作成されている文書は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則(平成16年3月30日規則第29号)

(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第13条及び様式の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の際、改正前の静岡市建築基準法施行細則の規定及び様式により提出されている報告書等は、改正後の静岡市建築基準法施行細則の相当する規定及び様式により提出された報告書等とみなす。

附　則(平成17年3月4日規則第8号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附　則(平成17年5月31日規則第99号)

(施行期日)
1　この規則は、平成17年6月1日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の際、改正前の静岡市建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市建築基準法施行細則の相当する規定及び様式により提出された文書とみなす。
3　この規則の施行の際、改正前の規則により作成されている文書は、当分の間、調製して使用することができる。

附　則(平成18年3月8日規則第108号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附　則(平成19年6月20日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成20年10月16日規則第91号)

(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の日前に提出された建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の3第2項第7号及び第8号の書類については、改正後の静岡市建築基準法施行細則第11条第4項及び第13条第4項の規定は、適用しない。
3　この規則の施行の際現に改正前の静岡市建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則(平成20年10月31日規則第193号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附　則(平成23年7月7日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年4月1日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年5月29日規則第81号)

(施行期日)
1　この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同月25日から施行する。
(経過措置)
2　この規則による改正後の静岡市建築基準法施行細則第5条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1

項の確認の申請又は同法第18条第2項の通知(以下これらを「確認申請等」という。)に係る工事について適用し、施行日前に行われた確認申請等に係る工事については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際、現に改正前の静岡市建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則(平成28年6月1日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成29年8月1日規則第58号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年3月30日規則第46号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成30年12月7日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(平17規則99・平20規則91・平23規則57・一部改正)

様式第1号(第6条関係)

工事監理者
工事施工者　決定届出書

年　月　日

(宛先)建築主事

住　所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]

届出者

氏　名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名]

工事監理者
工事施工者を定めたので、静岡市建築基準法施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	確認申請書等提出の年月日	年　月　日
2	確認年月日及び確認番号	年　月　日　第　号
3	工事監理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(代表となる工事監理者) (　)建築士(　)登録第　号 (　)建築士事務所(　)知事登録第　号 電話 (その他の工事監理者) (　)建築士(　)登録第　号 (　)建築士事務所(　)知事登録第　号 電話 (　)建築士(　)登録第　号 (　)建築士事務所(　)知事登録第　号 電話
4	工事施工者の氏名及び営業所名・所在地	建設業の許可(　)第　号 電話

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

3　確認済証の交付がない場合には、2欄は記入しないでください。

4　3欄は、代表となる工事監理者及び申請等に係る建築物に係る他の全ての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

様式第2号(第7条関係)

(平15規則283・平17規則99・平23規則57・平27規則81・一部改正)

様式第2号(第7条関係)

工事監理計画届出書

年　月　日

(宛先)建築主事

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

届出者

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

静岡市建築基準法施行細則第7条の規定により、次のとおり工事監理計画を届け出ます。

区分	確認を行う部位、材料の種類等	照合内容	照合を行う設計図書	照合方法
敷地の形状、高さ、衛生及び安全				
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法				
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等				
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ				
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況				
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積				
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ				
開口部に設ける建具の種類及び大きさ				
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合する内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)				
備考				

(注)届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第3号(第8条関係)

(平17規則99・平20規則91・平23規則57・一部改正)

様式第3号(第8条関係)

許　可
認　定申請書等記載事項変更届出書
確　認

年　　月　　日

(宛先)静岡市長
建築主事

届出者　住　所　〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
　　氏　名　〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

許可
認定 申請書等記載事項を変更したので、静岡市建築基準法施行細則第8条第1項の規
確認
定により、次のとおり届け出ます。

1	許可 認定 確認 年月日及び 許可 認定 確認 番号		年　月　日 第　号
2	建築 築造 場所		
3	建築物等の用途及び構造		
4 届出事項	建築 築造 主の変更	新建築 築造主の住所及び氏名	
		旧建築 築造主の住所及び氏名	
	設計者の変更	新設計者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(　)建築士(　)登録第　号 ㊞ (　)建築士事務所(　)知事登録第　号 電話
		旧設計者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(　)建築士(　)登録第　号 ㊞ (　)建築士事務所(　)知事登録第　号 電話
	工事監理者の変更	変更後の工事監理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(　)建築士(　)登録第　号 (　)建築士事務所(　)知事登録第　号 電話
	工事施工者の変更	変更後の工事施工者の氏名及び営業所名・所在地	建設業の許可(　)第　号 電話
	その他		
5	変更の理由		

(注)
1　不要な文字は、抹消してください。
2　届出者、新建築(築造)主及び旧建築(築造)主の氏名欄には、届出者等がそれぞれ署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者等が法人の場合は、記名押印してください。

様式第4号(第8条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

計画 全部/一部 廃止届出書

年　月　日

(宛先) 静岡市長
建築主事

届出者
住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

工事の計画の 全部/一部 を廃止したので、静岡市建築基準法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可/認定/確認年月日及び許可/認定/確認番号	年　月　日第　号
2	建築/築造場所	
3	建築/築造主の住所及び氏名	
4	計画を廃止した部分	
5	計画を廃止した理由	
6	備考	

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第5号(第9条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第5号(第9条関係)

軽　微　な　変　更　届　出　書

年　　月　　日

(宛先)建築主事

届出者
住　所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏　名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

軽微な変更をしたいので、静岡市建築基準法施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	確認年月日及び確認番号	年　　月　　日　第　　号
2	変更内容	

(注)

1　変更前と変更後の内容が分かる図書を添えてください。

2　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第6号から様式第8号まで　削除

(平16規則29)

様式第9号(第15条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第9号(第15条関係)

認　定　申　請　書

年　月　日

(宛先)静岡市長

申請者　住　所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏　名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書
静岡県建築基準条例第　条
の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1	建築主の住所及び氏名	電話		
2	代理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(　)建築士(　)登録第　　号 (　)建築士事務所(　)知事登録第　　号 電話		㊞
3	設計者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(　)建築士(　)登録第　　号 (　)建築士事務所(　)知事登録第　　号 電話		㊞
4 敷地の位置	地名地番			
	用途地域		その他の区域・地域・地区・街区	
	防火地域	防火・準防火・指定なし		
5 建築物等の概要	主要用途		構造	
	敷地面積	㎡		
	建築面積	㎡　(敷地面積との比　　%)		
	延べ面積	㎡　(敷地面積との比　　%)		
	階数	地上　　地下	最高の高さ	m
6	認定を必要とする理由			

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

2　申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第10号(第16条、第25条の2関係)
(平15規則283・一部改正)

様式第10号(第16条、第25条の2関係)

同　　意　　書

第86条第1項
第86条第2項　　認定
建築基準法第86条第3項　の規定による　の申請に係る当該対象区域内の各建築
第86条第4項　　許可
第86条の2第2項

同条第6項
物の位置及び構造に関する計画について、　の規定に基づき同意します。
同条第4項

1　申請者の住所及び氏名
2　対象区域の位置
3　対象区域の面積
4　対象区域内の建築物の概要
(1)用途
(2)棟数
(3)各建築敷地ごとの延べ床面積
(4)その他

同　　意　　欄			
対象区域との関係	土地の所在地	関係者	
		住所	氏名
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞

(注)
1　対象区域との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入してください。
2　関係者の印は、実印としてください。

様式第11号(第16条、第25条の2関係)
(平15規則283・一部改正)

様式第11号(第16条、第25条の2関係)

合　　意　　書

建築基準法第86条の5第1項の規定による　認定／許可　の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

1　申請者の住所及び氏名
2　対象区域の位置
3　対象区域の面積
4　対象区域内の建築物の概要
(1)　用途
(2)　棟数
(3)　各建築敷地ごとの延べ床面積
(4)　その他

合意欄			
対象区域との関係	土地の所在地	関係者	
		住所	氏名
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞

(注)
1　対象区域との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入してください。
2　関係者の印は、実印としてください。

様式第12号(第18条、第19条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第12号(第18条、第19条関係)

指定
道路の位置の 変更 申請書
廃止

年　月　日

(宛先)静岡市長

申請者
住　所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏　名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定を　受けた　い
受けた道路の位置を変更したい
受けた道路の位置を廃止したい
ので、静岡市建築基準法施行細則　第18条 / 第19条の規定により準用する第18条　の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1	代理者の住所及び氏名	㊞ 電話							
2	図書作成者の住所及び氏名	㊞ 電話							
3	道路にする土地又は廃止する道路の土地の地名地番								
4	道路に接する敷地の地名地番								
5	隣接する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号	年　月　日 第　号		6	変更又は廃止をしようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号	年　月　日 第　号			
7 申請道路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	
		m	m			m	m		
		m	m			m	m		
		m	m			m	m		
		m	m		合　計		m		
8	表示の方法								
9	変更又は廃止の理由								

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

3　6欄及び9欄は、道路の位置の変更又は廃止の場合にのみ記入してください。

4　8欄は、U形側溝、L形側溝等と具体的に記入してください。

様式第13号(第18条、第19条関係)

様式第13号(第18条、第19条関係)

指定
道路の位置の 変更 申請書添付図書
廃止

1　承諾書、付近見取図等

※整理番号		第　　号	
※公告年月日		年　月　日	
※指定年月日		年　月　日	
※指定番号		第　　号	
1 申請者	住所		
	氏名		
2 図書作成者	住所		
	氏名	㊞	
	資格		
3 土地所有者等の承諾書	次の付近見取図、道路断面図及び地籍図のとおり道路の位置の指定／変更／廃止を承諾します。 年　月　日 申請者　　様		
	関係地番	権利別 / 住所 / 氏名	5　道路断面図
		㊞	
		㊞	
		㊞	
		㊞	
		㊞	
		㊞	
		㊞	
		㊞	
		㊞	

(注)
1　不要な文字は、抹消してください。
2　※印のある欄は、記入しないでください。
3　1欄の申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
4　3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
5　3欄の土地所有者等の印は実印としてください。
6　5欄の図中の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

2　地籍図(実測図及び公図写し)

凡例　申請する道路の位置　既存道路　指定された道路の位置及び建築線(指定年月日及び指定番号を記入すること。)　敷地界　町村界　予定建築物(用途を記入すること。)　都市計画路線　下水渠　井戸

方位　予定する道路の位置　廃止される道路の位置　地番号界　市郡界　既存建築物(用途を記入すること。)　主要出入口→　生け垣

(注)
1　図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
2　方位は、1の4欄の図中の方位と一致させてください。
3　道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。
4　1の承諾書、付近見取図等と2の地籍図(実測図及び公図写し)を別葉にする場合は、1の3欄の土地所有者等の記名押印に用いた実印で割印をしてください。

様式第14号(第21条、第22条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第14号(第21条、第22条関係)

道の 指定／変更／廃止 申請書

年　月　日

(宛先)静岡市長

申請者　住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法第42条第2項の規定による指定を 受けたい／変更したい／廃止したい ので、静岡市建築基準法施行細則 第21条／第22条の規定により準用する第21条 の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1	代理者の住所及び氏名	電話　㊞						
2	図書作成者の住所及び氏名	電話　㊞						
3	道の土地の地名地番							
4	築造年月日	年　月　日						
5	変更又は廃止をしようとする道の指定年月日及び指定番号	年　月　日　第　号						
6 申請の道	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m		合計		m	
7	変更又は廃止の理由							
8	特記事項							

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

3　4欄は、築造年月日が不明の場合には、記入しなくても差し支えありません。

4　5欄及び7欄は道の変更又は廃止の場合にのみ記入してください。

5　8欄には、建築基準法第42条第3項の規定による水平距離を定める場合又は幅員が1.8メートル未満の場合において、特に周囲の建築物の態様について記入してください。

様式第15号(第21条、第22条関係)

様式第15号(第21条、第22条関係)

道の 指定 変更 廃止 申請書添付図書

1　付近見取図等

※整理番号		第　　号			4　付近見取図
※公告年月日		年　月　日			
※指定年月日		年　月　日			
※指定番号		第　　号			
1 申請者	住所				
	氏名				
2 図書作成者	住所				
	氏名	㊞			
	資格				
3 関係土地所有者等	関係地番	権利別	住所	氏名	
					5　道路断面図

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　※印のある欄は、記入しないでください。

3　1欄の申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

4　3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。

5　5欄の図中の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

2　地籍図(実測図及び公図写し)

凡例　申請する道の位置　既存道路　指定された道路の位置及び建築線(指定年月日及び指定番号を記入すること。)　敷地界　町村界　予定建築物(用途を記入すること。)　都市計画路線　下水渠　井戸井
方位　予定する道の位置　廃止される道の位置　地番号界　市郡界　既存建築物(用途を記入すること。)　主要出入口→　生け垣

(注)

1　図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。

2　方位は、1の4欄の図中の方位と一致させてください。

3　道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

様式第16号(第25条関係)

様式第16号(第25条関係)

図面名		縮尺	1：	設計者氏名	(　)建築士	㊞

様式第17号(第25条関係)

様式第17号(第25条関係)

(第1面)

付　近　住　民　調　書

1	建築 築造 主の住所及び氏名		2	建築 築造 場所		3 地域地区		4	建築物等 の用途	

5　利害関係者見取図

N

↑

(注)	設計者氏名	(　)建築士	㊞

1　不要な文字は、抹消してください。

2　5欄は、申請地から50メートル程度の範囲内の状況を符号で記入してください。

(第2面)

符　号	用　途	権利別	氏　　名	住　　所	符　号	用　途	権利別	氏　　名	住　　所

(注)	設計者氏名	(　)建築士	㊞

1　符号は、5欄の利害関係者見取図と一致させてください。

2　権利別欄は、土地所有権、借地権又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。

様式第18号(第25条関係)

様式第18号(第25条関係)

建築物等の概要調書

1 建築物等の概要	用途		既存	第1回許可 年月日 第 号 除却	第1回許可 年月日 第 号 増築又は新築	第2回許可 年月日 第 号 除却	第2回許可 年月日 第 号 増築又は新築	計	2 機械設備等の概要	機械名		既設	第1回許可 年月日 第 号 除却	第1回許可 年月日 第 号 増設又は新設	第2回許可 年月日 第 号 除却	第2回許可 年月日 第 号 増設又は新設	計
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
		構造									台数						
		面積									出力の合計						
	計	面積								設計者氏名	( )建築士		㊞		申請者氏名				

(注)申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第19号(第25条関係)

様式第19号(第25条関係)

事業内容説明書

1 事業内容											
2 事業において発生する公害の種類	騒音・振動・粉じん・ばい煙・ガス・悪臭・水質汚濁・その他	3 主要原材料の種類及び使用量	種類		4 危険物の種類、貯蔵量及び使用量	種類		5 煙突	高さ		
			1日当たりの使用量			貯蔵量			口径		
						1日当たりの使用量					
6 機械設備の稼働時間又は営業時間	時から 時まで	7 取水量		m^3/日	8 排水量及び水質		m^3/日	9 騒音の大きさ		デシベル	
10 公害の処理方法											

設計者氏名	( )建築士 ㊞	申請者氏名

(注)
1 2欄は、該当のものを○で囲んでください。
2 9欄は、作業中における隣地境界線上の最大の数値を記入してください。
3 10欄は、できるだけ具体的に記入してください。
4 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第20号(第26条関係)

(平17規則99・一部改正)

様式第20号(第26条関係)

同　　意　　書

建築基準法第57条の2第1項の規定による指定の申請に係る当該特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度に関する計画について、同条 第1項 第2項 の規定に基づき同意します。

1　申請者の住所及び氏名
2　対象敷地の番号
3　対象敷地の位置
4　対象敷地の面積
5　基準容積率の限度
6　特例容積率の限度
7　現に存する建築物の容積率
8　その他必要な事項

同　　意　　欄			
対象敷地との関係	土地の所在地	関係者	
		住所	氏名
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。
2　対象敷地との関係欄は、土地についての権利関係を記入してください。
3　関係者の印は、実印としてください。

様式第21号(第26条関係)

(平17規則99・一部改正)

様式第21号(第26条関係)

合　　意　　書

建築基準法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

1　申請者の住所及び氏名
2　対象敷地の番号
3　対象敷地の位置
4　対象敷地の面積
5　用途地域等
6　用途地域等ごとの基準容積率の限度
7　その他必要な事項

合　意　欄			
対象敷地との関係	土地の所在地	関係者	
		住所	氏名
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞

(注)
1　対象敷地との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入してください。
2　関係者の印は、実印としてください。

様式第22号(第26条関係)

(平17規則99・一部改正)

様式第22号(第26条関係)

同　　意　　書

建築基準法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき同意します。

1　申請者の住所及び氏名
2　対象敷地の番号
3　対象敷地の位置
4　対象敷地の面積
5　用途地域等
6　用途地域等ごとの基準容積率の限度
7　その他必要な事項

同　　意　　欄			
対象敷地との関係	土　地　の　所　在　地	関　　係　　者	
		住　　所	氏　　名
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞
			㊞

(注)

1　対象敷地との関係欄は、土地についての権利関係を記入してください。
2　関係者の印は、実印としてください。

様式第23号(第31条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第23号(第31条関係)

認　　可
建築協定変更認可申請書
廃止認可

(宛先)静岡市長　　年　月　日

申請者　住所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
　　氏名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
　　電話

建築協定の 認　可 / 変更認可 / 廃止認可 を受けたいので、建築基準法 第70条第1項 / 第74条第1項(同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。) / 第76条第1項(同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。) / 第76条の3第2項 の規定により、次のとおり申請します。

1	協定の名称	
2	協定代表者の住所及び氏名	
3	協定の事由	
4 協定事項の概要	協定区域の地名地番	
	協定区域隣接地の区域の地名地番	
	建築物に関する協定事項	
	有効期間	
	違反があった場合の措置	
5	協定区域の面積	㎡
6	協定区域隣接地の区域の面積	㎡
7	協定者数	人
8	図書作成者の住所及び氏名	電話
9	その他必要な事項	

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　4欄の協定区域隣接地の区域の地名地番及び6欄は、協定区域隣接地を定めた場合にのみ記入してください。

3　4欄は、建築協定の変更の認可の申請の場合には、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

4　9欄は、建築協定の変更又は廃止の認可の申請の場合には、認可年月日及び認可番号を記入してください。

5　申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第24号(第32条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第24号(第32条関係)

借　地　権　消　滅　等　届　出　書

(宛先)静岡市長　　年　月　日

届出者　住所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
　　氏名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
　　電話

借地権が消滅した
換地計画において換地及び土地の共有持分が定められなかった　ので、建築基準法第74条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	協定の名称	
2	協定の認可年月日及び認可番号	年　月　日　第　号
3	協定代表者の住所及び氏名	
4	借地権消滅換地処分年月日	年　月　日
5	借地権を有していた者の住所及び氏名	
6	土地所有者の住所及び氏名	
7	土地の地名地番	

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

3　5欄及び6欄は、借地権が消滅した旨を届け出る場合にのみ記入してください。

4　7欄は、借地権の目的となっていた土地又は換地計画において換地及び土地の共有持分が定められなかった場合における仮換地の地名地番を記入してください。

様式第25号(第32条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第25号(第32条関係)

建　築　協　定　加　入　届　出　書

(宛先)静岡市長　　年　　月　　日

届出者
住所　〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名　〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話

建築協定に加わりたいので、建築基準法第75条の2 第1項 / 第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1	協定の名称	
2	協定の認可年月日及び認可番号	年　月　日　第　号
3	協定代表者の住所及び氏名	
4	協定に加わる者全員の住所及び氏名	
5	土地の地名地番	
6	協定区域隣接地の区域の面積	㎡

(注)

1　不要な文字は、抹消してください。

2　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

3　4欄及び6欄は、建築基準法第75条の2第2項の規定により届け出る場合にのみ記入してください。

4　5欄は、届出に係る協定区域内の土地又は協定区域隣接地の区域内の土地の地名地番を記入してください。

様式第26号(第33条関係)

様式第26号(第33条関係)

し尿浄化槽の概要書

※	受理年月日	年　月　日		
1	建築主の住所及び氏名			
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	登録又は届出番号　知事(登・届　)第　号		
3	浄化槽設備士の氏名	免状交付番号　第　号		
4	設置場所			
5	建築物の用途			
6	処理対象人員	人	算定根拠	番号(　)用途(　) 算定式(　)
7	単独処理、合併処理の別	単独処理・合併処理		
8	し尿浄化槽の種類	(1)型式認定浄化槽(名称　認定番号　) (2)その他		
9	し尿浄化槽の規模	人槽		
10	し尿浄化槽の構造方法	(1)昭和55年建設省告示第1292号の区分 第(　)の(　) (2)処理方式 (　)		
11	放流水	水質	BOD　mg／l	水量　m^3／日
		放流先		放流方法　自然・動力

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3　浄化槽工事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。

4　6欄の算定根拠欄には、日本工業規格A3302の該当類似用途番号及び建築用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。

5　10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。

6　11欄のBODとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

様式第27号(第33条関係)

(平17規則99・平20規則91・平23規則57・一部改正)

様式第27号(第33条関係)

浄化槽工事業者決定届出書

年　　月　　日

(宛先)建築主事

届出者
住　所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏　名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

浄化槽工事業者を定めたので、静岡市建築基準法施行細則第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	確認申請書等提出の年月日	年　　月　　日
2	確認年月日及び確認番号	年　　月　　日　第　　号
3	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	知事(登・届　) 第　　号
4	浄化槽設備士の氏名	免状交付番号　第　　号

(注)

1　選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

2　確認済証の交付がない場合には、2欄は、記入しないでください。

3　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第28号(第33条関係)

(平20規則91・平23規則57・一部改正)

様式第28号(第33条関係)

(表)

<table>
<tr><td colspan="2">※No.</td><td colspan="6">設置計画書(エレベーター)</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　確　認　年　月　日</td><td></td><td>※確認番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">1　建築物等の名称</td><td colspan="5">(エレベーターの呼称　　号機)</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　建築物等の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　建築物等の用途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　建築物等の規模</td><td colspan="5">地下　　階　地上　　階
m　　m</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　設置者の住所及び氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6　管理者の住所及び氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7　工事施工者の氏名及び営業所名・所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　用途</td><td colspan="2"></td><td>9　特別用途</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>10</td><td>積載量及び最大定員</td><td colspan="2">N　　人</td><td>11　定格速度</td><td colspan="3">1分間につき　m</td></tr>
<tr><td colspan="2">12　制御方式</td><td colspan="2"></td><td>13　操作方式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">14
かご</td><td>床面積</td><td colspan="2">m^2　(間口　　m奥行き　　m)</td><td rowspan="4">15
昇降路</td><td>構造</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>天井の高さ</td><td colspan="2">m</td><td>囲い材料</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出入口</td><td colspan="2">動式、出入口数　　箇所</td><td>昇降行程</td><td colspan="3">m</td></tr>
<tr><td colspan="2">戸の材料</td><td rowspan="2">レール</td><td>おもり</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>自重</td><td colspan="2">N</td><td>かご</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">16
機器等</td><td>巻上機</td><td colspan="2">トラクション式・巻胴式・その他</td><td rowspan="4">17
乗り場</td><td rowspan="2">出入口</td><td colspan="3">幅　　m
高さ　　m</td></tr>
<tr><td>電動機の定格容量</td><td colspan="2">kW</td><td colspan="3">戸の材料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主索</td><td colspan="2">規格</td><td rowspan="2">出入口のある階</td><td colspan="3" rowspan="2">階、計　　箇所
(2方向出入口　　階)</td></tr>
<tr><td colspan="2">直径　　mm　　本、安全率</td></tr>
<tr><td>耐震装置</td><td>機械室</td><td>昇降路</td><td>かご</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">18
安全装置等</td><td rowspan="3">非常止め装置</td><td colspan="3">次第ぎき・早ぎき</td><td rowspan="6">19
油圧装置</td><td>型式</td><td colspan="3">直接式・間接式</td></tr>
<tr><td colspan="3">かご・釣合おもり</td><td>作動圧力</td><td colspan="3">Mpa</td></tr>
<tr><td colspan="3">調速機式・スラック式</td><td></td><td>材料</td><td>安全率</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡装置</td><td>種類</td><td></td><td>圧力配管</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td></td><td>油圧ゴムホース</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>管制運転装置</td><td colspan="2">地震時・火災時・停電時
・停電時自動着床</td><td rowspan="2">シリンダー</td><td>側壁</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の安全装置等</td><td colspan="2">戸開走行保護装置・各階強制停止装置・防犯窓・光電装置</td><td>鏡板</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">20非常用エレベーターの非常用機能等</td><td rowspan="3">プランジャー</td><td>側壁</td><td></td><td>外圧
座屈</td></tr>
<tr><td colspan="2">かごを呼び戻す装置の位置</td><td colspan="2">階と中央管理室</td><td>鏡板</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">中央管理室の位置</td><td colspan="2">階</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3　9欄には、非常用、観光用、個人住宅用、車いす兼用等の区分を記入してください。

（裏）

検　査　報　告　記　録

※完了検査年月日		※検査済証交付年月日	

※　報告受理年月日	※　検査年月日	※　記事	※　審査者

設置に係る建築物等の付近見取図

（注）※印のある欄は、記入しないでください。

様式第29号（第33条関係）

（平20規則91・一部改正）

様式第29号(第33条関係)

(表)

※No.		設置計画書(エスカレーター)			
※　確　認　年　月　日			※確認番号		
1　建　築　物　等　の　名　称		(エスカレーターの呼称　　号機)			
2　建　築　物　等　の　所　在　地					
3　建　築　物　等　の　用　途					
4　建　築　物　等　の　規　模	地下　　階　m　地上　　階　m				
5　設置者の住所及び氏名					
6　管理者の住所及び氏名					
7　工事施工者の氏名及び営業所名・所在地					
8　定　格　速　度	1分間につき　　m	9	手すり間の距離		m
10　輸　送　力	1時間につき　　人	11	こ　う　配		度
12　上　下　階　床	階　m から　　階　m まで　階　高　　m				
13　操　作　方　式					
14 トラス	材　　料		15 踏段	形状	
	自　　重	N		材料	
	安　全　率				
16　踏　段　鎖	破断力　　N　安全率				
17　駆　動　鎖	破断力　　N　安全率				
18　踏　　段	破断力　　N　安全率				
19　移動手すり	材料		20エスカレーターの自重		N
21 安全装置等	信　号　装　置				
	防　火　シ　ャ　ッ　タ　ー	連動停止　　有・無			
	狭あい部等の安全対策				
	そ　の　他　の　安　全　対　策				

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

（裏）

検　査　報　告　記　録

※完了検査年月日		※検査済証交付年月日	

※　報告受理年月日	※　検査年月日	※　記事	※　審査者

設置に係る建築物等の付近見取図

（注）※印のある欄は、記入しないでください。

様式第30号（第33条関係）

（平20規則91・一部改正）

様式第30号(第33条関係)

(表)

<table>
<tr><td colspan="2">※No.</td><td colspan="6">設置計画書(小荷物専用昇降機)</td></tr>
<tr><td colspan="3">※確認年月日</td><td colspan="2"></td><td>※確認番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">1 建築物の名称</td><td colspan="4">(小荷物専用昇降機　　号機)</td></tr>
<tr><td colspan="3">2 建築物の所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">3 建築物の用途</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">4 建築物の規模</td><td colspan="4">地下　　階　地上　　階</td></tr>
<tr><td colspan="3">5 設置者の住所及び氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">6 管理者の住所及び氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">7 工事施工者の氏名及び営業所名・所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8 積載量</td><td>kg</td><td rowspan="5">12
昇降</td><td>構造</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">9 定格速度</td><td>1分間につき　m</td><td>囲い材料</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">10 操作方式</td><td></td><td>昇降行程</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">11
かご</td><td>間口</td><td>m</td><td rowspan="2">出し入れ口</td><td colspan="2">戸の材料</td></tr>
<tr><td>奥行き</td><td>m</td><td colspan="2">下端の高さ　m</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>m</td><td rowspan="2">出し入れ口のある階</td><td colspan="2" rowspan="2">階、計　箇所</td></tr>
<tr><td>自重</td><td>N</td></tr>
<tr><td rowspan="5">13
機器等</td><td>巻上機</td><td colspan="5">トラクション式・巻胴式・その他</td></tr>
<tr><td>釣合おもり</td><td colspan="5">N</td></tr>
<tr><td>主索</td><td colspan="5">直径　mm　本、安全率</td></tr>
<tr><td>安全装置</td><td colspan="5">戸スイッチ・非常止め・戸閉め忘れ防止</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

（裏）

検　査　報　告　記　録

※完了検査年月日		※検査済証交付年月日	

※　報告受理年月日	※　検査年月日	※　記事	※　審査者

設置に係る建築物の付近見取図

（注）※印のある欄は、記入しないでください。

様式第31号（第33条関係）

（平20規則91・平28規則79・一部改正）

様式第31号(第33条関係)

(表)

<table>
<tr><td>※No.</td><td colspan="4">設置計画書(特定建築物・換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)</td></tr>
<tr><td colspan="2">※確認年月日</td><td></td><td>※確認番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">1　建築物の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">2　建築物の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　建築物の規模</td><td colspan="3">地上　　階
地下　　階　　延べ面積　　m²</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　所有者の住所及び氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　管理者の住所及び氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6　建築物の主たる用途</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">7　定期報告対象用途等</td><td>対象用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対象床面積</td><td colspan="2">m²</td></tr>
<tr><td colspan="2">8　定期報告対象の建築設備</td><td colspan="3">換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　定期報告対象の昇降機</td><td colspan="3">エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">10　設計者の事務所名等</td><td>事務所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設計者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3　7欄の部分の対象用途は、建築基準法施行令第16条第1項各号及び静岡市建築基準法施行細則第10条各号に掲げる用途で該当するものを記入してください。

4　増築の場合は、既存部分を含めて記入してください。

（裏）

検　査　報　告　記　録

※完了検査年月日		※検査済証交付年月日	
※報告受理年月日	※検査年月日	※　記　　事	※　審　査　者
設置に係る建築物の付近見取図			

（注）※印のある欄は、記入しないでください。

様式第32号（第33条関係）

（平20規則91・一部改正）

様式第32号(第33条関係)

(表)

※No.	設置計画書(遊戯施設)		
※　確認年月日		※確認番号	
1　築造場所の名称			
2　施設の所在地			
3　施設の呼称			
4　施設の分類			
5　築造主の住所及び氏名			
6　管理者の住所及び氏名			
7　工事施工者の氏名及び営業所名・所在地			

8 施設の概要	客席の数		人	9 駆動装置	駆動形態	回転・上昇下降・傾斜・その他(　　)
	乗客の定員		人×　台		駆動方式	巻胴式・油圧式・空気圧式・その他(　　)
	定常走行速度又は定常円周速度		1時間につき　km 1分間につき　m		原動機	kW　台
	規模	回転径	大　m　小　m		運転中の油圧等	常用圧力　Mpa
		高さ	客席部分の高さ　m 施設の高さ　m		伝達装置	
		走行距離	m			
10 各部の構造	基礎の構造			11 運転・保安施設	運転室	位置　構造
	基礎の大きさ				信号装置	ベル・ブザー・その他
	支柱・架台の部材寸法				操作方式	押しボタン・ハンドル・その他
	回転台・走行台・軌条の部材寸法				制動機	電磁式・手動式
					緩衝装置	スプリング式・油圧式・空気圧式・ゴム式
						取付位置
	油圧装置	プランジャー	材料 内径　mm　肉厚　mm		非常止め装置	構造
		パワーシリンダー	材料 内径　mm　肉厚　mm		客席の保安	手すり・つかみ棒・安全ベルト・扉のロック
		圧力配管	材料		非常救出の方法	
	機器・客席部分	車輪	材料		安全柵	材料　高さ　m
		車軸	材料　直径　安全率		乗降場	構造　床材料
		引上げ金具つり上げ索	材料　寸法 安全率		移動舞台	構造　床材料
		本体	材料			
		客席	材料			
		囲い、手すり等	材料　高さ　m			

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

（裏）

検　査　報　告　記　録

※完了検査年月日		※検査済証交付年月日	
※報告受理年月日	※検査年月日	※　記　事	※　審　査　者
設置に係る施設の付近見取図			

（注）※印のある欄は、記入しないでください。

様式第33号（第33条関係）

（平17規則99・平23規則57・一部改正）

様式第33号(第33条関係)

不適格建築物等報告書

年　月　日

(宛先)静岡市長

報告者　住所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法第3条第2項の規定により 同法第　条 / 静岡市特別工業地区建築条例第2条第1項 の適用を受けない建築物等を次のとおり報告します。

1	管理者の住所及び氏名		電話			
2	図書作成者の住所及び氏名		電話			
3	敷地の位置	地名地番				
		用途地域		その他の区域・地域・地区・街区		
		防火地域	防火・準防火・指定なし			
4	主要用途					
5	面積	敷地面積	㎡			
		建築面積	㎡			
		延べ築造面積	不適格部分	㎡		
			適格部分	㎡		
			計	㎡		
6	建築物等の概要	棟基別符号	用途	構造	延べ築造面積	階数
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
7	基準時	年　月　日				
8	不適格の事由					

(注)
1　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
2　報告者氏名欄には、報告者が署名し、又は記名押印してください。ただし、報告者が法人の場合は、記名押印してください。
3　6欄の棟基別符号は、添付図面と合致するよう記入してください。
4　8欄は、防火壁の不存在、使用原動機の種類・台数・出力の合計等を具体的に記入してください。

様式第34号(第33条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第34号(第33条関係)

不適格建築物等変更届出書

年　月　日

(宛先)静岡市長

届出者　住所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法第3条第2項の規定により　同法第　条 / 静岡市特別工業地区建築条例第2条第1項　の規定の適用を受けない建築物等の変更を次のとおり届け出ます。

※ 登録年月日及び登録番号			年　月　日　第　号			
1	図書作成者の住所及び氏名		電話			
2	敷地の位置	地名地番				
		用途地域		その他の区域・地域・地区・街区		
		防火地域	防火・準防火・指定なし			
3	工事種別					
4 変更しようとする事項			基準時		変更後	
	管理者の住所及び氏名					
	主要用途					
	敷地面積		㎡		㎡	
	建築面積		㎡		㎡	
	延べ築造面積	不適格部分	㎡		㎡	
		適格部分	㎡		㎡	
		計	㎡		㎡	
	変更後の建築物等の概要	棟基別符号	用途	構造	延べ築造面積	階数
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
	不適格の事由					

(注)

1　※印のある欄は、記入しないでください。

2　不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

3　4欄の棟基別符号は、添付図面と合致するよう記入してください。

4　4欄の不適格の事由は、防火壁の不存在、使用原動機の種類・台数・出力の合計等を具体的に記入してください。

5　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第35号(第33条関係)

(平28規則79・全改)

様式第35号(第33条関係)

特定建築物・特定建築設備等・昇降機等変更（休止・再使用・除却）届

年　月　日

（宛先）静岡市長

届出者　住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
　　氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

特定建築物
特定建築設備等 について、次のとおり
昇降機等

変更した
変更したい
休止した
再使用したい
除却した

ので、建築基準法施行細則第33条第６項の規定により届け出ます。

1	建築物の所在地及び名称		
2	特定建築設備等及び昇降機等の種類及び概要		
3 届出事項	所有者の住所又は氏名の変更	新	
		旧	
		変更年月日	年　月　日
	管理者の住所又は氏名の変更	新	
		旧	
		変更年月日	年　月　日
	特定建築物の名称の変更	新	
		旧	
		変更年月日	年　月　日
	特定建築物の用途の変更	新	
		旧	
		変更年月日	年　月　日
	特定建築設備等・昇降機等の部分の構造の変更	内容	
		施工時期	年　月　日から 年　月　日まで
	休止年月日		年　月　日
	再使用年月日		年　月　日
	除却年月日		年　月　日
4	休止 除却　の理由		

（注）

1　不要な文字は、抹消してください。

2　3欄の特定建築設備等・昇降機等の部分の構造の変更とは、確認申請を要しないものをいいます。この場合は、別に変更の詳細を記した図書を添付してください。

3　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第36号(第34条関係)

様式第36号(第34条関係)

認　定　通　知　書

認定番号　第　　号
認定年月日　年　　月　　日

様

静岡市長　氏　　名　印

年　月　日付けで認定申請のあった建築物については、建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書　静岡県建築基準条例第　条に規定する建築物に認定したので通知します。

記

1　建築主の住所及び氏名

2　建築場所

3　建築物の概要

(1)主要用途

(2)構　　造

(3)敷地面積　　m^2

(4)建築面積　　m^2(敷地面積との比　　%)

(5)延べ面積　　m^2(敷地面積との比　　%)

様式第37号(第34条関係)

様式第37号(第34条関係)

指　　定
道路の位置の 指定変更 通知書
指定廃止

(指定・指定変更・指定廃止)番　号　第　　号
(指定・指定変更・指定廃止)年月日　年　　月　　日

様

静岡市長　氏　　名　印

年　月　日付けで 指　定 / 指定変更 / 指定廃止 申請のあった道路の位置については、次のとおり建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の 指　定　を / 指定を変更 / 指定を廃止 したので、建築基準法施行規則第10条の規定により通知します。
建築基準法 通 知 し ま す。

1　道路の位置の地名地番

2　道路の幅員及び延長　幅員　　m　　延長　　m

3　条件

様式第38号(第34条関係)

様式第38号(第34条関係)

指　　定
道の指定変更 通知書
指定廃止

(指定・指定変更・指定廃止)番　号　第　　号
(指定・指定変更・指定廃止)年月日　年　　月　　日

様

静岡市長　氏　　名　印

年　月　日付けで 指　　定 / 指定変更 / 指定廃止 申請のあった道については、次のとおり建築基準法第42条第2項に規定する道 に　指　定 / の指定を変更 / の指定を廃止 したので通知します。

1　道の土地の地名地番

2　道の幅員及び延長　　幅員　　m　　延長　　m

3　条件

様式第39号(第34条関係)

様式第39号(第34条関係)

認　　可
建築協定 変更認可 通知書
廃止認可

(認可・変更認可・廃止認可)番　号　第　　号
(認可・変更認可・廃止認可)年月日　年　　月　　日

様

静岡市長　氏　　名　印

建　築　協　定
年　月　日付けで認可申請のあった 建築協定の変更 については、建築基準法
建築協定の廃止
第　条第　項の規定により次のとおり認可したので通知します。

記

1　協定代表者の住所及び氏名
2　協定・変更・廃止の事由
3　協定事項の概要
　(1)　区域の地名地番
　(2)　有効期間
　(3)　建築物に関する協定事項
　(4)　違反があった場合の措置
4　協定区域の面積　　㎡
5　協定者数　　人

様式第40号(第34条関係)

様式第40号(第34条関係)

不適格建築物等登録通知書

登録番号　第　　号
登録年月日　年　月　日

様

静岡市長　氏　　名　印

年　月　日付けで報告のあった不適格建築物等については、建築基準法第3条第2項の規定により 同法第　条 / 静岡市特別工業地区建築条例第2条第1項 の適用を受けない建築物等として登録したので通知します。

記

1　管理者の住所及び氏名

2　敷地の位置

3　主要用途

4　延べ面積　不適格部分　　㎡
適格部分　　㎡
合　計　　㎡

5　基準時　年　月　日

様式第41号(第34条関係)

様式第41号(第34条関係)

不適格建築物等変更登録通知書

変更登録番号　第　　号
変更登録年月日　年　　月　　日

様

静岡市長　氏　　名　印

年　月　日付けで届出のあった不適格建築物等の変更については、次のとおり変更登録したので通知します。

記

1　登録年月日及び登録番号　　年　月　日　　第　　号

2　敷地の位置

3　変更事項

様式第42号(第35条関係)

(平17規則99・平23規則57・一部改正)

様式第42号(第35条関係)

照　　会　　書

年　　月　　日

(宛先)静岡市長

照会者　住　所　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

照会者　氏　名　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法第77条の32第1項の規定により、確認検査の適正な実施のため必要な事項について、次のとおり照会します。

1　照　会　条　文	
2　照　会　内　容	

(注)

1　必要に応じ、照会の内容が分かる図書を添えてください。

2　照会者氏名欄には、照会者が署名し、又は記名押印してください。ただし、照会者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第43号(第36条関係)

(平20規則91・追加、平23規則57・一部改正)

様式第43号(第36条関係)

申請等取下げ届

年　　月　　日

(宛先)静岡市長
　　建築主事

届出者　住所　　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
　　氏名　　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

建築基準法
建築基準法施行令　　第　　条　第　　項　の規定による下記の　申請
静岡県建築基準条例　　通知

は取り下げます。

1	申請 通知　年月日	年　　月　　日
2	建築 築造　場所	
3	取下げ理由	

(注)
1　不要な文字は、抹消してください。
2　届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。